

香芝市の職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月1日

香芝市長 三橋和史

香芝市規則第17号

香芝市の職員の営利企業等の従事制限に関する規則の一部を改正する規則

香芝市の職員の営利企業等の従事制限に関する規則（昭和57年規則第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「その他」を「その他の」に、「及び同条第2項の規定に基づき、」を「その他」に改める。

第2条各号列記以外の部分を次のように改める。

法第38条第1項の地方公共団体の規則で定める地位は、次のとおりとする。

第3条及び第4条を次のように改める。

（許可の申請）

第3条 法第38条第1項の許可（以下「許可」という。）を得ようとする職員は、任命権者にその旨を申請しなければならない。

（許可の基準等）

第4条 任命権者は、前条の規定による申請があったときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

(1) 職員が営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員及び第2条各号に定める地位を兼ね、又は自ら営利企業を営む場合 次に掲げる基準

イ 会社その他の団体における地位が単に名目的のものであって、職務の遂行に支障を来さず、かつ、職員の占める職と密接な関係がないこと。

ロ 会社その他の団体における地位が職員の占める職と密接な関係がある場合においても、許可をすることに差し支えない特殊の事情があること（職務の遂行に支障を来さない範囲に限る。）。

(2) 職員が報酬を得て事業又は事務に従事する場合 次に掲げる基準

イ 法第33条に規定する信用失墜行為の発生のおそれがないものであって、職務の遂行に支障を来さず、かつ、職員の占める職と密接な関係がないこと。

ロ 職員の占める職と密接な関係がある場合においても、許可をすること

に差し支えない特殊の事情があること（職務の遂行に支障を来さない範囲に限る。）。

ハ 職員団体の業務に専ら従事すること。

- 2 任命権者は、前条の規定による申請について、前項の規定により審査した結果、同項の基準に適合していると認められる場合は、職員の占める職の内容及び状況並びにこれに関連する人事管理上の一切の事情を考慮して許可をすべきでないときを除き、許可をすることができるものとする。
第4条の次に次の1条を加える。

（その他）

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。